

平成22年(行ウ)第2号 行政文書不開示決定処分取消請求事件

原告 松山 治幸





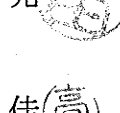



被告 国 (処分行政庁 内閣官房内閣総務官)

証拠の申出に対する意見書

平成23年1月11日

大阪地方裁判所第7民事部合1係 御中

被告指定代理人

- 近 藤 裕 
- 平 井 直 
- 高 橋 秀 
- 澤 田 勝 
- 網 田 圭 
- 高 木 里 
- 米 澤 信 
- 馬 場 純 

岡	田	幸	兵藤 <small>代</small>
阿	部	左	織藤 <small>代</small>
田	中	康	弘藤 <small>代</small>
中	村	智	之藤 <small>代</small>
佐	藤		有藤 <small>代</small>

被告は、原告が2010年（平成22年）11月10日付け証拠の申出書（以下「本件証拠申出書」という。）により証拠申出をした千代幹也氏（以下「千代氏」という。）の証人尋問について、以下のとおり、これを実施する必要がない旨の意見を述べる。

なお、略語は、特に断りのない限り、準備書面、意見書の例による。

1 本件における立証は、別件事件における千代氏の陳述書（乙第13号証）及び尋問調書（乙第14号証）その他被告提出の証拠をもって足りること

(1) 本件の争点は、本件対象文書に係る不開示決定処分¹の適法性、すなわち本件対象文書に記録されている情報が情報公開法5条6号及び3号の不開示事由に該当するか否かである。したがって、その立証の対象は、内閣官房報償費の性格・目的類型、支払手続や、当該文書の作成及び管理・保管等の取扱手続、当該文書ごとの一般的・類型的な記載内容のほか、当該文書を開示した場合に想定される弊害の有無及び内容等である。

これらの立証対象事項については、いずれも、本件事件の対象期間を含む平成18年7月28日から平成22年8月23日までの間、基本方針（平成14年4月1日内閣官房長官決定）（乙第1号証）3項に基づき、内閣官房報償費の出納管理事務等に係る事務補助者に指名され、上記立証対象事項の全てを知っている当時の内閣官房内閣総務官である千代氏の陳述書（乙第13号証）及び尋問調書（乙第14号証）（本件の関連事件である大阪地方裁判所平成19年（行ウ）第92号不開示決定処分取消請求事件（以下「別件事件」という。）に係る証拠である。）その他被告提出の証拠によって、既に立証が尽くされており、本件において、改めて千代氏の証人尋問を行う必要性は認められない。

以下、詳述するが、この点については、被告が、河村建夫氏（以下「河村氏」という。）の証人申請に対する平成22年11月11日付け証拠の申出に対する意見書の1（3ないし5ページ）で述べたことと同旨である。

(2) ア 前記(1)のとおり、千代氏は、平成18年7月28日以降、河村氏が内閣官房長官であった時期を含めて、内閣官房内閣総務官の職務に従事しており、その間、河村氏を含む各内閣官房長官から、事務補助者に指名され、内閣官房報償費の国庫への請求、出納管理簿等関係書類の作成及び総理大臣官邸における管理、保管等の事務を担当する(乙第13号証1ページ)など、内閣官房報償費の出納管理等や内閣官房報償費の支出に関して作成された本件対象文書の内容等を把握していた者であり、別件事件において、これらの事項について、既に明確かつ詳細に陳述ないし証言している(乙第13号証、乙第14号証)。

イ また、千代氏が内閣官房内閣総務官に在職していた期間を通じて、別件事件の対象期間中も、本件事件の対象期間中も、内閣官房報償費の性格・目的類型、支払手続や、当該文書の作成及び管理・保管等の取扱手続、対象文書ごとの一般的・類型的な記載内容等は変更されていない(乙第14号証8ページ)。

すなわち、基本方針が策定された平成14年4月1日以降、現在までの間、基本方針は改正されておらず、内閣官房報償費の取扱いに変更はない。また、内閣官房報償費の取扱責任者である内閣官房長官は、それぞれ、基本方針に基づき、執行方針及び取扱要領を策定し、内閣官房報償費の目的類型、出納記録や支払事務の管理等について定めているが、この間、これら執行方針等の内容は基本的に同一であり、本件対象文書(報償費支払明細書を除く。)の作成及び管理・保管等の取扱手続、各文書の一般的・類型的な記載内容等について、違いはない(別件事件の対象期間に係る執行方針(乙第15号証、乙第16号証)及び取扱要領(乙第17号証)と本件事件の対象期間に係る執行方針(乙第2号証)及び取扱要領(乙第3号証)とを比較しても、その内容は同一である。)。さらに、計算証明規則11条の規定に基づき、内閣官房報償費の使用目的(執行方針2項にある三つの目的類型)ごとの支払金

額等を記載し、会計検査院に提出される報償費支払明細書についても、その取扱いや内容に違いはない（乙第4号証の1及び2，乙第18号証）。

- (3) 本件事件と別件事件は、いずれも対象文書に記録されている情報が情報公開法5条6号及び3号の不開示事由に該当するか否かが争点であるから、立証の対象となる事項は、内閣官房報償費の性格・目的類型、支払手続や、当該文書の作成及び管理・保管等の取扱手続、当該文書の類型ごとの一般的・類型的な記載内容のほか、当該文書を開示した場合に想定される弊害の有無及びその内容等（前記(1)）である。そして、本件事件の対象文書に係るこれらの事項は、別件事件の対象文書に係る各事項と同一であり（前記(2)イ）、別件事件において、これらの事項について千代氏は既に具体的かつ詳細に陳述ないし証言をしている（しかも、別件事件において千代氏に対して尋問をした原告訴訟代理人は、本件事件の原告訴訟代理人と同じ人物である。）のであるから（前記(2)ア）、本件対象文書についても、千代氏の陳述書及び尋問調書その他被告提出の証拠によって上記各事項の立証が尽くされていることが明らかである。

2 本件において、改めて千代氏の証人尋問を行う必要性がないこと

- (1) 前記1のとおり、本件の立証対象事項に関する立証は、別件事件における千代氏の陳述書（乙第13号証）及び尋問調書（乙第14号証）その他被告提出の証拠をもって足りるから、改めて同氏の尋問を行う必要性は認められない。
- (2) また、本件証拠申出書における各尋問事項を個別に見ても、その内容は、本件対象文書の不開示事由該当性を問うものとなっているが（尋問事項1(1)(3)(4)，2ないし5）、この点については、いずれも千代氏が別件事件において、既に陳述ないし証言（乙第13号証，乙第14号証）したもので、改めて尋問を行う必要のない事項である上、後述のとおり、前提自体が適切でない質問（尋問事項2(2)，5(1)の書籍関係）も含まれている。また、その他の尋問事項（尋問事項1(2)）についても、千代氏に対して尋問を行う意味が乏しいものであって、同様に尋問を行う必要性はない。

ア 本件対象文書の不開示事由該当性を問う尋問事項（１（２）以外）について

(ア) 尋問事項１（１）（３）（４），２ないし５について

尋問事項１（１）（３）（４），２ないし５は，いずれも本件対象文書の不開示事由該当性を問う尋問であるところ，これらの事項は，千代氏が別件事件において，既に陳述ないし証言しているところである（以下において，その該当箇所を指摘する。）。

① 政策推進費受払簿の不開示事由該当性

乙第１３号証１９，２０ページ，乙第１４号証２２，２３，４６ないし４８ページ

② 報償費支払明細書の不開示事由該当性

乙第１３号証２３ページ，乙第１４号証２６ないし２８，６３，６４ページ

③ 出納管理簿の不開示事由該当性

乙第１３号証２１ないし２３ページ，乙第１４号証２４，２５，６２，６３ページ

④ 支払決定書の不開示事由該当性

乙第１３号証２１ページ，乙第１４号証２３，５８ないし６２ページ

⑤ 領収書等の不開示事由該当性

乙第１３号証１７ないし１９ページ，乙第１４号証２０ないし２２，４９ないし５８ページ

(イ) 尋問事項１（１）（３），２（１），４（１）について

前記(ア)のうち，尋問事項１（１）（３），２（１），４（１）は，本件事件における対象期間が短期間（平成２１年９月１日から同月１６日まで）に限定されていることによる本件対象文書の不開示事由該当性への影響の有無を問うものと思われる。

しかし，本件事件の対象期間が，上記のとおり（別件事件と比べて）極

めて短期間に限定され、同期間における内政上、外政上の政策課題等について一定の推測がなされ得る状況に鑑みれば、このような状況で政策推進費受払簿、報償費支払明細書、支払決定書を開示した場合には、なおさら特定の政策課題等との関連がより具体的に特定ないし推測されることとなるため、本件事件に関しても、千代氏の上記陳述ないし証言内容が妥当することは明らかであり、改めて尋問を行う必要はない。

(ウ) 尋問事項 2 (2) について

尋問事項 2 (2) は、報償費支払明細書の開示により明らかになるのは「政策推進費、調査情報対策費、活動関係（費）の総額」だけであることを前提としているが、実際には、上記各情報のほかにも、前月繰越額、翌月繰越額及び使用目的別・年月日別の支払金額も明らかになることから（例えば、仮に、対象期間中に、調査情報対策費又は活動関係費の支払決定を複数回行ったとすると、その総額だけではなく、それぞれの支払決定の金額も明らかになる。）、同尋問事項は、前提を誤った誤導尋問であって、尋問事項として不適當であるし、尋問の必要性も認め難い（これらの情報が明らかになった場合、政策推進費受払簿ないし支払決定書に記録された情報が明らかになった場合と同様の支障が生じるおそれがある。（乙第 13 号証 23 ページ、乙第 14 号証 26 ページ参照。）。

(エ) 尋問事項 3 (2), 4 (2) について

尋問事項 3 (2), 4 (2) は、出納管理簿及び支払決定書について、支払相手方を除いた記載事項についての不開示事由を問うものであるが、支払決定書については、例えば、支払決定書の量や作成頻度が明らかになるだけでも、「特定の事案との関係が推測され、内閣官房報償費の具体的使途が推測されることになり、領収書等に記録されている情報が明らかになった場合と同様のおそれがある」（乙第 13 号証 21 ページ、乙第 14 号証 23 ページ）、出納管理簿については、例えば、月の合計欄や累計欄に記載

された情報が明らかになるだけでも、「合計額の増減と特定の事案の発生した時期等との関係が推測され、その具体的使途が推定される結果、領収書等に記録されている情報が明らかになった場合と同様のおそれがある」

(乙第13号証22, 23ページ, 乙第14号証25ページ)との陳述ないし証言がされていることからすると、改めて尋問を行う必要性はない。

(ウ) 尋問事項5(1)について

尋問事項5(1)には、本件において、書籍に関する領収書等についても不開示決定とされたことを前提にした部分があるが、書籍に関する領収書等については、本件対象期間においては存在しない(被告第2準備書面, 同第3準備書面参照)。

イ その他の尋問事項1(2)について

尋問事項1(2)は、被告第3準備書面の別紙(本件対象期間の支払に係る対象文書一覧)において、政策推進費受払簿の枚数が「B枚」とされていることについての質問であるが、そもそも、上記準備書面の別紙は、本件事件の第3回口頭弁論期日において、被告が対象文書の特定に関する検討を求められたことにより、被告指定代理人において整理して作成したものであり、千代氏の経験に基づく事項ではない。しかも、当該尋問事項に対する回答は、被告第3準備書面の1(2), 2(2)で明らかにされているとおりであるから、証人尋問を実施すべき事項とはいえない。

3 結語

以上のとおり、千代氏の証人尋問を実施する必要性は認められない。

以上